

Title	Joseph L. Cohen: Insurance against unemployment.
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.9 (1922. 9) ,p.1371(167)- 1373(169)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220901-0167">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220901-0167</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

らざれば、縦令專賣制を實施すと雖も、著しき効果は見ると可らざるなり。

### 乙、度量衡專賣

度量衡を專賣に付せば、其利益二あり、即ち(一)全國の度量衡を劃一せしむること、(二)巨額なる収入を得るの可能なること是なり。

### 第二節 官産の整理

我國の官産は、土地森林官房等あるも、皆經營の當を得ざるが故に、其収入は甚だ少額なり、今後須く整頓を加へ、其政府自から經營する能はざるもの、拂下を行ふべし、又森林に至りては、水患と大なる關係を有するが故に、政府自から保管するを得策とすべきなり。

### 第六章 豫算制度の確立

我國に於て、前清朝時代各部各省の收入支出一定の計畫なく、宣統三年に至り、始めて豫算の編成を見、然るに此も一紙空文に過ぎずして、

國民より輕きは、其原因何處に存するや、蓋し國民産業の發達せるか否かに存するものなり、故に我國の財政をして、富裕ならしめんと欲せば、國民の産業を開發し、以て負擔能力を増加せざる可からず、然るに産業を開發せんを欲せば、關稅を増徴せざる可からず、其故は我國の産業は、尙幼稚にして、保護政策を採らざる可からざればなり、然りと雖も、我國資本缺乏せるを以て、又開放主義を採るを宜しとす、兩者の間を斟酌し、各種産業の性質を以て標準とし、棉鐵絲茶糖の如き最も保護すべきものにして、普通の礦業の如きは、最も開放すべきものなり、外商我國内に投資して生ずる利益は、彼は三四割を得るに、我常に六七割を得る故に適當なる外資は利用すべきものなり。

信賴するに足らず、民國成立以來、豫稱の編成三四回に亘るも、此等も實施することなきが故、其信ずべからざるは、宣統三年の豫算と異なることなし。現に財政を整理せんと欲せば、豫稱の編成施行は、極めて重要なることなり、唯だ豫稱は須く全國の財政を整理することに着手せざる可からず、蓋し現在各省財政の實際の收入支出を知らざれば、豫算を編成するの由無し、故に各省財務行政官廳に命じて、歷年實際の收入支出を調査し、毎年國家と地方との行政經費を確定し、豫算を編成し、着々實行すべし。

### 第七章 國富の開発

財政は産業の發達と大なる關係を有す、蓋し國民の産業發達すれば、租稅の負擔力は、必ず増進し、國家の財政自から富裕となるべし、今世界各國の人民の負擔は、我國民の負擔より數十倍數百倍せるも、苦痛を感ずる程度反つて吾

### 新刊紹介

Joseph L. Cohen: Insurance Against Unemployment. P. S. King & Son Ltd. London, 1921.

失業の現代産業組織の最も根強き疾患である。企業家は労働者を利用して利潤を挙げ得る場合にのみ労働者を利用する。さうして若しこれによりて利潤を得ることが出来ない場合には、企業家は労働者を用捨なく解雇する。解雇は企業家と労働者との關係の最後である、企業家はそれ以上労働者を顧慮する責任を有たない。生活の唯一の資源である労働力の販路を失つた労働者自身、その後の生活に對する責任を負はなくてはならぬ。失業は労働者に對する絶大な脅威である。さうしてこの脅威を蒙るものは國民の四分一の数算する、且つ失業の發生は現代の産業組織に由縁するのであるから、

失業は單に労働者自身の問題たるに止らず、社會上の重要問題である。

失業を根本的に解決する方法は唯一つある。それは産業組織の變革である。最後の解決はこの外に出でない。然しながらこれが一部分の解決——緩和する方法として、現在多くの邦國に於いて實施せらるゝものには、労働紹介、事業調節、失業保險等がある。労働紹介は雇傭に對する労働の適合を圖り、事業調節は労働に對する雇傭の順應を索め、失業保險は失業に對する労働者の生活を保障する組織である。失業を緩和するためには、この三つの方法を併せ行ふことが必要である。それ故にこれ等の方法のそれぞれに就いて、優劣を比較することは難しい。たと從來、事業の調節はその効果を發揮すること最も困難であり、従つて行はるゝことまた最も多からず、殆んど専ら労働紹介と失業保險とが最も注意せられた方法であつた。さうして此處に紹介しやうとするのは、表題の示すが如く最後に擧げたる失業保險に關する新著である。

この書は結構を大別して四部に分つてゐる。第一部は失業保險問題であつて、失業の防止、失業の影響の緩和、失業保險の意義の三章を含む。第二部はレント式失業保險制度であつて労働組合の失業保險、レント制度、佛、瑞西、諾蘭、丁、獨の諸制度を述べ、加奈陀、日本、西、チエツコ、スロバキアに關する記述をも附加してゐる。労働組合の經營する失業保險は英國に於いて最も發達したものであつて、英國ではその後包括的な國民保險法を實施するやうになつたけれども、失業保險の經營機關として猶ほ重要な地位を占めたものである。レント制度はこの労働組合の經營する失業保險に補助金を交付する巧妙なる計畫であつて、始め白耳義のセント市に於いて試みられ、後ち國營レント制度にも發展し、更らに國境を越えて普及するに至つたものである。

第三部は専ら英國の失業保險制度、第四部は米國の失業問題の研究に充てられてゐる。著者自ら序文にも述べてゐるやうに、この部分は特

に力を注いで論究せられたもので、本文總頁數五百二十頁の内三百六十一頁即ち全體の三分の二以上を占めてゐる。第三部に於いては先づ一八八六年の救貧法より説き起し、一九〇五年の失業労働者法、一九〇九年の労働紹介法の成立、紹介機關の組織、實績、評論を以つて最初の一章とし、以下順次、失業保險組織の概要、強制の原則、失業保險の範圍、保險費用の釀出及び保險給付、失業保險の労働組合に及ぼす影響、失業減少策としての失業保險、現在の制度、失業保險の將來を各章別に論述してゐる。

第四部は米國の工場又は労働組合の失業基金に筆を起し、次いで該制度の影響、失業に對する國家的施設の概要、失業保險の基準、マサチウセツの失業保險法案を縷陳し、尙ほ附録に最近(一九二二年)に於ける失業保險及び失業問題に關する主要事項の補遺を以つて終つてゐる。

今その全體を通觀するに、第一、第二兩部の所論は餘りに簡單に失し、他の部分に於いても、新しき統計その他諸種の文献を取り入れてゐる

特徴はあるが、尙ほ一層詳細に論及すべき諸問題の取り残されたるを思はしめるのは遺憾である。けれどもその主力を傾注したる第三、第四の兩部は流石に細大となく縦横に論述し、然かもよく秩序整然とし、加ふるに最近の資料を廣汎なる範圍に涉獵し、引照の該博なる寔に絶好の文献たるを失はぬ既に失業または失業保險に關しては Schloss:—Insurance Against Unemployment; Beveridge:—Unemployment; Gibbon:—Unemployment Insurance を始め幾多の著書、論文があるが、失業問題の眞摯なる研究の彌々盛んならんとする時に方つて、更らにこの好著を得たるはまことに欣びに堪えぬ次第である。

園 乾 治